村尾光子の みなみかわち町議会報告（第122号）

2004年7月14日発行



発行者：村尾光子
連絡先：祇園五丁目11-3
TEL&FAX: 0285-44-5418
E-mail : muraomit@mb.infoweb.ne.jp

報告内容

平成16年度第2回定例会(6月11～15日)の報告です。

もくじ

6月定例会は例年議案が少ない一方、専決処分事件が多い議会でもあります。増税を盛り込んだ町税条例改正が、議会の審議を経ずとも決まってしまう不可解さ。法律が改正されたためとはいえ、地方分権を志向する上で納得できない気持ちでした。

町長は●合併協議の新市名称は第7回協議会で決定する●ごみ減量化計画を変更し減量化目標値を下方修正した●地球温暖化防止役場率先実行計画のH15年度実績は公共施設CO_2排出抑制基準を概ね達成した、レジ袋庁内持ち込み禁止・弁当容器回収を実施する●H15年度の町税は主な法人の町民税が伸び前年度より2.5%増の32億4300万円、しかし景気低迷により収納率は1.3%減の95.3%、などと報告しました。

一般質問に８議員が登壇

（通告順：敬称略）

服部辰一・秋山幸男・花田芳美・荒井英子・阿部優子・磯辺香代・村尾光子・川上英毅

議会報告&意見交換の集い

7月24日（土）午後２時～
グリーンタウンコミュニティセンター　和室
報告：荒井・磯辺・飯野・服部・村尾
お気軽にお出かけ下さい。

《審議事項》

承認第1～5号	専決処分した事件の承認について（町税条例改正・都市計画税条例改正・国保税条例改 H15年度一般会計補正予算・介護保険会計補正予算）	賛成全員	承認
報告第 1号	H15年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書	〃	〃
選挙第 5号	選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	指名推薦	
議案第19号	栃木県自治会館管理組合規約の変更について	賛成全員	可決
20	町道路線の認定について	〃	〃
21・22	H16年度会計補正予算　一般会計(第1号)・水道会計(第1号)	〃	〃
請願第 1号	「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」提出を求める請願について	賛成多数	採択
発議第 1号	上記についての意見書(案)について	〃	〃

＊議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

★選挙管理委員会委員・補充員改選、指名推薦で。 （選挙第5号）

任期満了による改選です。6月8日の全員協議会にて、議長より「指名推薦でお願いしたい」との提案があり全員了承したことにより、以下の方々を選出しました。

（敬称略）

委員	川根敏治	仁良川1436-2	S.8.6.12生	再任
	伊澤安雄	上坪山851	S.8.1.31	新任
	上野　甚	中川島209	S.7.10.1	再任
	香川あき	祇園2-28-6	S.11.1.16	再任
補充員	横島藤男	薬師寺896	S.10.8.14	再任
	海老原信一	町田631	S.12.9.21	新任
	上野依孝	三王山1264	S.19.6.25	再任
	落合秀子	緑4-1-13	S.5.10.31	新任

＊任期は委員・補充員ともH20年6月28日まで。
＊委員に欠員が生じたときは、欠員となった地域の補充員を委員とする。
（地域的なバランスを考慮して選出した）

選挙の方法として「指名推薦」には全員が同意したが、人選についての相談はなく、いきなり議長が発表した。民主的な手法としては、手順を一段階とばしたのではないか。
「有権者の半分以上が住むGTからは委員２名を」との提案もあったが、委員名の案発表後では変更は難しい。
すべての人事を「議長一任」しているのではない。まずは、議員全員で話し合い、確認しながら物事を決めていくという民主的な運営を望む。

★一般会計補正予算

《H15年度会計》 （承認第4号）

1億414万円追加して総額73億8545万円に。

・主な歳入補正額

地方譲与税	1676万円	
利子割交付金	887	
地方消費税交付金	3505	
自動車取得税交付金	1550	
地方交付税	4127	
保育運営費負担金	△ 787	
財産売払収入	△1113	（保留地分）
社法陽気会返還金	583	（天寿荘）

・主な歳出補正額

財政調整基金積立金	11362	
県返還金	408	（天寿荘分）

《H16年度会計》 （議案第21号）

2034万円追加して予算総額66億8634万円に。

・主な歳入補正額

教育費県補助金	100万円	（ｴﾈﾙｷﾞｰ教育推進）
財政調整基金繰入金	1934	

・主な歳出補正額

公園遊具修繕費	197万円	（一斉点検の結果実施）
ｴﾈﾙｷﾞｰ教育推進	100	（緑小・祇園小）
学校修繕費	1525	（南河中・薬小）
発掘出土品保存処理	147	（青銅製風鐸）

★町税条例が専決処分で改正されました。
内容は町広報6月号をご覧下さい。

★「容器包装リサイクル法改正を求める意見書提出」の請願採択、意見書提出へ （請願第1号・発議第1号）

「環境問題を考える会」（代表者：益子友幸氏）から149人の署名を添えて提出された請願は賛成多数で採択され、その結果、関係省国会に意見書を提出します。

【意見書趣旨】

1. 拡大生産者責任の原則をより徹底・強化し現在地方自治体が負担している収集・選別・保管等の費用を事業者の負担とすること
2. 発生抑制、再使用、再生利用の優先順位で推進する、経済的ならびに規制的手法、例えば容器製造時課徴金やデポジット制度、自動販売機への規制等を法制化すること

合併協議会傍聴記　このところ合併協議会を傍聴している。全体として発言する委員は固定化している印象だが、本町の委員はよく勉強して意見を述べていると感じる。でも、町議会の意向を報告したときには、「えっ、いつそんなことを確認したの？」とびっくり。まずは、正確に伝えて欲しい！！議会の意向を求められたときと委員個人としての意見を述べるときは区別すべきで、議員特例に関することだけに慎重であるべきだ。わが町議会は合併についての議論が充分でないと痛感する。上河内町議会では合併後の議会制度についても研究しているとのこと。（村尾）

村尾光子の一般質問



問．自然エネルギー活用策として　ふれあい館に太陽光発電の導入を

H15年には「町環境の保全と創造に関する条例」を制定し、これに基づき今年3月には「町環境基本計画」を策定した。本町の環境保全への基本方針は明確になり、更に今年度には「環境配慮行動指針」の策定を予定している。積極的に環境保全に努める町としての、具体策を提案した。

(1)省資源・省エネルギー推進のため、公共施設には新設のみならず既存の施設にも太陽光発電装置を設置されたい。

環境の保全及び創造に関する施策に積極的に取り組んでいく本町の姿勢を住民に強く訴えるため、まずは多大なエネルギーを消費し地球温暖化ガス(CO_2)を排出しているふれあい館に設置されたい。住民から協力金(出資金)を募り、その報償としてお風呂・プールの利用権を提供すれば、ふれあい館の利用者数増にもつながるのではないか。環境省などの助成措置もある。

【町長】町の条例や環境基本計画を実効あるものにするには、まず行政が率先して取り組み、いろいろな仕掛けをして、環境問題に取り組む環境づくりや体制づくりをしなければならない。

今まではふれあい館に太陽光発電をという発想は持ってなかったが、大量にエネルギーを消費する施設であり、アピール効果も多分にあると思う。取り付け方、コスト、財政面などを十分に考えなければならない。

自然エネルギー活用に積極的に取り組み、その益金を更なる環境対策に活用している自治体もある。自然エネルギー活用の全体的なあり方について十分検討する。

住民からの協力金については、具体的に詰める必要があるので、今後の参考とし、既存の施設も含め、総体的なあり方を検討する。

【太陽エネルギーの利用方法】

①太陽光をシリコンなどの半導体により電気エネルギーに変換 ⟹ **太陽光発電**

②太陽光の熱エネルギーで水をお湯にする ⟹ **太陽熱温水器**

【太陽光発電システムの種類】

《系統連携型システム》

太陽電池(直流) → ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ(直流→交流) → 電力会社(交流)

電力会社と連携して発電量に応じ電気を売買する ／ 交流負荷(家庭等の電源)

《独立型システム》

①直流電源システム

太陽電池 ― 制御装置 ― 直流負荷(街灯・時計 道路標識等)

制御装置 ― 蓄電池

②交流電源システム

太陽電池 ― 制御装置 ― ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ ― 交流負荷

制御装置 ― 蓄電池

(離島など非電化地域の電源)

【補助制度(公共用)】

- 太陽光発電新技術等ﾌｨｰﾙﾄﾞﾃｽﾄ事業
  - 補助者：新ｴﾈﾙｷﾞｰ・産業技術総合開発機構(NEDO技術開発機構)：経済産業省
  - 対象設備：10Kw以上の太陽光発電ｼｽﾃﾑ
  - 補助額：補助対象費用の1/2以内
- 地方公共団体率先対策補助事業
  - 補助者：環境省 地球温暖化対策課
  - 対象設備：太陽光発電施設
  - 補助内容：国1/2、地方公共団体1/2

(資料：太陽光発電協会ＨＰから)

町環境基本計画(H16.3月策定)　**第1章 施策の方向-2から抜粋**

《資源・エネルギー》

①省資源・省エネルギーの推進

- (財)新エネルギー財団による太陽光発電助成制度など、省エネルギー・新エネルギー導入補助に関する情報提供を図り、町独自に助成する。
- 庁舎等建築物の建設にあたっては、エネルギーの

効率的利用が可能な省エネルギー構造・設備とするとともに、新エネルギーの導入に努める。

※達成目標

	現状(H14年度)	H20年度	H25年度
公共施設における自然エネルギー導入数	0	2	2以上
一般家庭における自然エネルギー導入数	15	50	100

●ふれあい館の電気代は　年間約1100万円

ふれあい館に太陽光発電システムを取り付けても余程巨大な施設を設置しない限り、そして蓄電池を備えない限り、ふれあい館のすべての消費電力を賄うことはできないだろう。しかし、その一部を軽減することは可能だし、地球温暖化ガス(二酸化炭素:CO_2)の排出削減と有限資源である重油の消費削減に貢献することはできる。

そして、住民から協力金という形で出資金を募り、年間の電気代が軽減される分を出資した証(お礼)としてお風呂・プールの利用券を配れば、住民も自ら環境問題に取り組んでいるという意識を抱ける上、年々入館者数減少が取りざたされているふれあい館の利用者数増にもつながる。一石三鳥にもなる方策ではないだろうか。

確かに設備投資には多額の費用がかかるが今なら環境省、産業経済省、そして東京電力関係のグリーン基金の助成制度もあり、助成総額は事業費の50～80%が期待できる。

町は、16年度から一般家庭への助成制度を創設した(当初予算総額50万円)。

まずは町行政が率先して公共施設に設置し、その実践状況を町民に示して欲しい。

高価と言われている設置費の適正価格は

低圧用(一般)	出力1Kw当たり60～65万円
高圧用(特殊)	同上　　100万円

と聞いた。

国分寺町ゆうゆう館には高圧用30Kwが設置されているという。学校を含め既存の公共施設にも是非設置したい。**「環境推進のまち南河内」**をアピールするためにも。

《南河内町　住宅用太陽光発電システム設置費補助制度》　(要綱抜粋)

地球温暖化対策の一環として、新たに住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付する。

●補助対象者:以下の条件を満たす方

・南河内町に居住し太陽光発電システムを設置する方

・(財)新エネルギー財団のH16年度住宅用太陽光発電導入促進対策費補助金を受ける方

・町民税(町民税、固定資産税、軽自動車税等を滞納していない方

●申請期間:H16年6月1日～H17年2月10日

●補助の額:出力2万円/Kw、10万円が上限

＊本年度の補助可能対象件数は約5件

●申請方法:(財)新エネルギー財団の実施するH16年度住宅用太陽光発電導入促進対策費補助金に一般住宅で応募し、財団の補助金交付決定通知書及び補助金交付額確定通知書を受領した後、町の申請書に下記(省略)の書類を添付して住民生活課環境保全係へ提出する。

＊補助交付は抽選により決定する。

(住民生活課担当職員談)

(2)環境基本計画に位置づけられている「総合的な環境教育・学習」については、今後どのような事業を展開するのか具体的な説明を求める。

【町長】今年は、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築・創造するための具体的行動を示した「環境配慮行動指針」を策定して、町民・事業者が自主的に行動できるようにする。子ども達が環境問題に関心を持ち、主体的に環境に関する学習や活動ができるよう、総合学習や課外活動などへの環境アドバイザー派遣体制を構築する。また、出前講座等の活用とあわせて、保護者や地域社会に対する環境教育・学習も推進する。

問.環境アドバイザー養成は、誰が主体となってどのように進められるのか。

【住民生活課長】環境教育を推進する上で、環境アドバイザーの養成と確保が急務だ。当面は、生涯学習の楽習ガイドブックに登録されている

環境に関する指導者・名人3名を中心に、或いは、環境配慮行動指針策定のワーキングチーム の中から、または、ISO認証取得事業者の協力を得て養成することに傾注する。

徐々に環境審議会やワーキングチームを含めた住民との協働形態を取りたいが、まずは担当課による行政からの仕掛けが必要だ。

(3)環境保全型農業は今後どの様に推進していくのか。農業者の理解は深まっているか。

【町長】町環境基本計画の中でも、地産地消費の町として、資源循環型農業の推進が大きく位置づけられている。消費者の動向を踏まえた販売戦略上からも、環境保全型農業の推進は重要だ。あらゆる機会を通して、生産者・消費者にこれらの認識を高めて貰うことが必要だ。 町の取り組みは

①実験圃場への助成:生ごみ堆肥・畜産糞尿堆肥・化学肥料による栽培比較

②リンクティ・チャレンジ事業(H16年度～):減農薬生産部会への助成

③減農薬・無化学肥料での稲作栽培農家への助成(地域農業ビジョン、H16年度～)

④生ごみ堆肥化に向け試行

⑤(仮称)堆肥生産利用促進組合の組織化(16年度):畜産農家が生産する堆肥の有効利用

⑥農産物直売所への出資:農産物直売所設置検討委員会を設置して検討(H16年度～)

⑦農協からの無人ヘリコプターによる共同防除への助成要請に対しては、販売戦略上やばらまき補助となる等、今後の農業振興の方向を考慮して差し控えた。

計画的・十分とは言えず徐々にではあるが、粘り強く取り組む。

問. 農業用廃ビニール回収への助成と同様に、割高と言われている土に帰る資材の購入費への助成制度を創設されたい。

【町長】発生抑制の考え方を浸透させることが大事だが、その方策に良い案が浮かばないのが現状だ。検討する。

「町環境保全型農業推進方針」を策定したのはH8年。遅々として進まないと感じていた。このほど環境基本計画にも明記されたことを機に、強力に推進してほしい。また、農産物直売所への助成は、単なる地産地消ではなく、**環境保全型農業による農産物の地産地消**を支援べきではないか。

問. 地域子育て支援センターはいつできるの？

「町エンゼルプラン」はH13からの５年計画。来年度は最終年、計画の実施状況を質した。

町エンゼルプランの進行管理はどのようになされているか。目標の達成はどうか。
地域子育て支援センターはどのように整備される(された)のか。

【町長】この計画の着実な実施を図るため、健康福祉課にて現状を把握しながら、施策の効果的な実施に努めている。施設などの課題はあるが、概ね目標達成に向け進行している

子育て支援センターは、現在検討中の保健福祉センター内に設置を考えている。また、来年度新設される民間保育所(㈱内木学園が設置)には、子育て支援室が計画されているので、早い機会に整備されそうだ

問. 青少年の居場所、早く実現を！

数年前から提案しているが、本腰を入れての検討はなされていない。真剣に取り組んで欲しい。

青少年の居場所づくりの検討はどのように進んでいるのか。薬師寺地区活性化施設との一体的な整備や児童館に併設など、実現に向けて具体的に検討されたい。

【町長】青少年が気軽に立ち寄り、自由に交流・意見交換する中から人間関係を構築し、社会人としての資質を身につけ、自己形成を図る場である自由なたまり場(居場所)の提供は、健全育成上、意義あるが、まだ、具体的な検討はしていない。

薬師寺地区活性化施設との一体的な整備、保健福祉センター建設や合併に伴う余剰施設の有効活用の面から検討する。

また、ソフト面の援助体制づくりも重要な

ので、地域住民の理解と協力による見守りボランティアの育成、指導者の養成などにも合わせて取り組む。

問. 自治会役員への報酬・手当は自治会振興費と一体化して交付を

住民自治を確立するための最も基本となるのは自治会組織と思う。"自治"意識を根付かせるためには、本来の自治会活動を活発化させることが鍵になる。町行政として支援のあり方の再考を求めた。

自治会は地域の歴史や実情により様々な形で運営されている。多様性に柔軟に対応するため、自治会長・班長・保健委員・体育部長への個別の報酬・手当は廃止して、自治会振興費に一本化して交付してはどうか。合併協議を機に見直しをすべきではないか。

【町長】現在まで様々な経緯があったと思うが今後の自治会のあり方については、指摘の点も考えられる。自治会長の意見を聞きながら、合併協議会の事務事業調整の中でも検討したい。

問. 来年度の予算編成に反映できないか。

【総務課長】来年度予算は、当然単町で編成する。合併の前段での調整が可能かどうかは分からないが、自治会長連合会の中でも検討していただきたい。

H16年度より班長事務費は自治会振興費に統合され年度当初(5月まで)に交付されます!!

《町から自治会関係への報酬・手当・交付金(年額)》 (当初予算額)

非常勤特別職報酬	自治会長	65000円+(1000円×戸数)	927万円	予算総額 2230万円
	保健委員	20000円+(250円×戸数)	391万円	
交付金(注)	班長事務費	1000円×戸数	550万円	
	自治会振興費	15000円+(500円×戸数)	362万円	
体育協会から	体育部長	10000円	58万円	財源は町補助金

＊自治会長は町広報公聴委員としての委嘱、農業地域には産業員手当もある。

(注)当初予算議決後、自治会振興費交付金交付要綱が以下の内容で定められた。(H16年4月～)

自治会振興費 | 均等割15千円+(1500円×戸数) :(**班長事務費手当は振興費に一本化**)

自治会の仕事は、町から依頼された事務も、役員全員で分担している。大切な役職として副会長、会計などもあるが町からの報酬などはない。私が所属している自治会では、町から支給・交付されるすべてを集め、自治会規約により全役員へ再配分している。例えば自治会長は285千円(225世帯)の報酬額だが、実際には8万円ほどを受け取る。 一方、町からの報酬の他に自治会費から役員手当を上乗せ支給している自治会もあると聞く。運営の仕方は様々だ。こうした多様性に対応するため、全てを自治会振興費として交付し、運用は各自治会の裁量に任せたらよいのではないか。

《3町の報酬比較》 (第7回合併協議会会議資料 非常勤特別職報酬額一覧から抜粋)

	南河内町	石橋町	国分寺町
自治会 会長	年額65千円+1千円/戸 (58人)		
行政協力委員		年額74千円(36人)	
行政事務・技術嘱託員		月額20万円 (行政協力委員から19人)	月額25万円以内 (37人)
保健委員	年額2万円+250円/戸	年額 会長31千円 委員28千円	

＊空欄は設置規程がないもの。

3町合併協議会では、広報紙は自治会を通じて配布することが確認されている(協定項目23-4)。目下協議会専門部会にて事務事業のすり合わせが行われている。自治会関係の予算額は3町間でかなり異なるようだ。自治会に頼む事務内容も含めて報酬・交付金のあり方を検討して欲しい。町行政も自治会も共に"私たち住民生活の福祉向上"のために活動しているはず。

問. 住居表示はできないのか？

住宅地に住んで、番地や住宅番号が分からず迷ったことがしばしばあり、不便を感じている。よそから訪ねてきた方にとっての分かりにくさはなお一層だろう。「祇園○丁目」などの標識やブロック毎の地図は数カ所に立てられている。しかし、今居る場所の番地が分かりにくい。

表示を求めた。

「住居表示に関する法律」に基づいた住居表示の実施を求める。街区が形成されている新市街地、特に区画整理事業実施中の仁良川地区は必要ではないか。

【町長】市街地の、法律に基づく住居表示は、住所の表し方を、合理的に分かりやすいものに改め、住民生活の利便性と行政の効率化を図るものとされている。

仁良川地区の住居表示については、地区全体の区画整理事業進捗状況の推移を見ながら、地権者やまちづくり推進協議会と協議して方向付けをしたい。

問. グリーンタウンは、法に基づかずとも、個別住居番号を表示していただけないか。

【総務課長】現時点では考えていない。

地番とは、土地の特定性を示すため、土地地の一筆（土地の単位で土地登記簿上で一個の土地とされているもの）ごとにつけた番号のこと。しかし、合筆（二筆以上を合併）や分筆（一筆を分割）が行われると、欠番や枝番ができたり、一筆の土地に複数の建物の建設や数筆の土地にまたがって一つの建物の建設が可能となる。

市街化が進んだ地域では地番で住所を特定することが困難になってきた。「住居表示に関する法律」（Ｓ37）では、**住居表示**は、建物を町名・街区符・住居番号で表記する。

町名や街区は道路・鉄道・河川などの恒久的な施設が境界になるよう定め、次に原則として町の中心に近い街区の角を起点として、右回りにほぼ10～15m間隔で区切り、順序よく番号（基礎番号）を付ける。各建物の住居番号は、その建物の出入り口が接したところの基礎番号を使う。

住居表示がなされると、従来、「○○市□□町△番地」との住所が、「○○市□□■丁目△番▲号」と表記される。地番と住居表示と２つの住所を有することもある。

「法、納得！どっとこむ」（NPO法人リーガルセキュリティ倶楽部運営）のHPから一部引用

《住居表示に関する法律》── 抜粋 ──

（目的）

第1条　合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もって公共の福祉増進に資する。

（住居表示の原則）

第2条　市街地にある住所・居所・事務所などの所在する場所（以下「住居」という）を表示するには、都道府県、郡、市、区及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法による。

1　**街区方式**　市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道線路その他の恒久的施設又は河川、水路等によって区画された地域（以下「街区」という）につけられる符号及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号を用いて表示する方法。

2　**道路方式**　市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法。

（住居表示の実施手続）

第3条　市町村は前条による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域の住居表示の方法を定めなければならない。

（手数料その他の徴収金に関する特例）

第7条　第3条1項の規定による住居表示の実施並びに・・・略・・・に伴う公簿又は公証書類の記載事項で住居表示に係るものの変更申請については、法令の規定により当該申請をする者の負担とされている手数料その他の徴収金は法令の規定にかかわらず、徴収しない。

（表示板の設置等）

第8条　**市町村は、・・・略見やすい場所に、**当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号、道路名称を記載した**表示板を設けなければならない。**

2．前項の区域内にある建物その他の工作物の**所有者、・・・略は、**市町村の条例で定めるところにより、**見やすい場所に、住居番号を表示しなければならない。**

区画整理に合わせて住居表示を実施すれば、地番と一致した住居表示を実施することができる。グリーンタウンの町名は住居表示法に基づかず決められたので、街区符号も住居番号も表示がない。

街並みが連なる国分寺町では実施している・・・。

【行動記録】　**太字は議員としての公的活動**

4月17日・文化協会総会
18 ・環境問題学習会「変えよう容リ法」(小山市)
19 ・合併協議会まちづくり懇談会傍聴(石橋町)
20 ・**議会全員協議会**
20・21・農園だより編集作業
23 ・更生保護女性会総会
・財政研究会(東京)
24 ・農園だより発送作業
・開かれた町政を実現する会世話人会
25 ・合併問題をみんなで考える会
・議会報告会
27 ・給食ボランティア部会
28 ・第5回合併協議会傍聴
30 ・給食宅配ボランティア
5月1日・農園利用者の会主催栽培講習会/関 次夫氏
・教育相談研修(宇都宮)
7 ・給食宅配ボランティア
・クリエイトみなみかわち実行委員会
8 ・農園利用者の会役員会
11 ・やよい会例会(石けん作り)
12 ・**議会全員協議会**
14 ・文化協会役員会
・政治参画センター「市町村合併について」小原隆治先生(東京)
15 ・村尾応援する会/手打ちそばを作って味わう会(コミセン)
・合併問題をみんなで考える会(かわら版発行)
16 ・まちづくり講演会/逢坂誠二・ニセコ町長
・開かれた町政を実現する会/2期年目の宇賀持町政を検証する/宇賀持正紀町長
18・19・農園だより編集作業
20 ・つばさの会県南ブロック総会(石橋町)
21 ・社会福祉協議会理事会
22 ・農園利用者の会主催栽培講習会/大島昌弘氏
・農園だより発送作業
・歴史の広場周年コンサート
23 ・合併問題をみんなで考える会
26 ・第6回合併協議会傍聴
・クリエイトみなみかわち実行委員会企画部会
27 ・女性団体連絡協議会総会
28 ・文化協会会員研修(那須町・塩谷町)
29 ・いのちの電話公開講座「子どもからのSOS」丸山 隆先生
30 ・ゴミゼロキャンペーン(やよい会)
・自治会班親睦会
6月1日・**ふれあいサロン陽だまり開所式(仁良川コミセン)**
2 ・ボランティア連絡協議会役員会研修部会
4 ・給食宅配ボランティア
・クリエイトみなみかわち実行委員会広報部会
5 ・文化協会役員会
・教育相談研修(宇都宮)
・開かれた町政を実現する会世話人会(会報)
6 ・農園環境整備・親睦会
7 ・やよい会例会
8 ・**議会全員協議会**
9 ・水島広子と語る会/家西 悟氏(コミセン)
11～15・**議会定例会**
14日 一般質問
12 ・**第2中体育祭参観**
・開かれた町政を実現する会(会報発送作業)
17 ・枝豆トラスト"豆畑通信"・交流会案内配布
18 ・教育相談研修(宇都宮)
19 ・カウンセリング協会講演会 渓谷一言先生(宇都宮)
20 ・わたほうしの会(障害児・者交流事業)ボランティア
22 ・クリエイトみなみかわち実行委員会
24 ・県ボランティア連絡協議会臨時総会
25～7月12日・ニュースNo122編集
26 ・合併問題を考える会
・蛍の会発足記念イベント
27 ・フェスタインパルティ 男女共同参画県民のつどい(宇都宮)
28 ・財政研究会/沢井 勝先生(東京)
29 ・クリエイトみなみかわち広報部会・インタビュー/矢島園子さん(祇園5丁目)
・3町文化協会合同会議(中央公民館)
30 ・第7回合併協議会傍聴
7月1日・**夢プラン推進協議会**
2 ・給食宅配ボランティア
・やよい会/JA女性会との交流会(コミセン)
3 ・都市問題公開講座/神野直彦教授・香山総務省事務次官・小寺群馬県知事(東京)
4 ・環境問題を考える会印刷
5 ・やよい会研修/小山広域クリーンセンター・磯川公園(小山・上三川)
・クリエイトみなみかわち企画部会
7 ・男女共同参画地域推進員研修(パルティ)
8 ・やよい会農園除草作業
・クリエイトみなみかわち広報部会
9 ・政治参画センター/学校給食事例研究(東京)
10 ・蛍の会公園除草作業
・開かれた町政を実現する会/枝豆トラスト交流会準備
11 ・枝豆トラスト収穫
・ 同上 交流会
13 ・ボランティア連絡協議会会員リフレッシュ研修(大洗町)
・村尾応援する会(ニュース製本作業)

■(仮称)総合保健福祉センターとふれあいプラザ第2期建設計画はどんな関係？

ふれあいプラザはふれあい館を含む12haの区域を称している。ふれあいプラザ建設検討委員会での現在の検討は保健福祉センターについてのみ。そして、プラザ第2期計画の構想は固まっておらず、協議もされていない。検討委員会の名称に惑わされてしまう。「おかしいよ」と3月議会で言ったのに。

■太陽光発電所になって東電に売電することにした。勿論、買電もするのだが。設備投資は大きく、資金回収は10年はかかりそうだが、CO_2削減に貢献できる。町に提案した以上、自らも実践。夫曰く「資金回収するまで長生きしなくちゃ」、尤もなこと。

■第4回枝豆トラストの参加者54人、無事収穫を済ませた。本当に美味!!収穫後の交流会にも多くの方が参加した。こちらも美味しくバーベキューを楽しんだ近頃しみじみと感じるのだが、一緒に飲んだり食べたりすることが人と人との信頼関係を築く潤滑剤になるんだな――。

■パソコンが壊れた。夫のを使っている。使い勝手が分からず、時間がかかる上、思うようにレイアウトができない。一段と小さな字でごめんなさい。